

## 「福原学園設置大学 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置奨学金」要領

本学では、新型コロナウイルス感染症の影響で、家計経済状況が急変し、修学が困難な状況になった学生の皆さんを支援するため、次の基準に該当する学生に対して本学独自の授業料半額給付の特別措置を実施いたします。

### 1. 対象

本要領に基づく特別措置奨学生の対象者は、新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により家計が急変した世帯の者で、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書を提出し、令和2年の所得見込みが、給与所得者は841万円以下、給与所得者以外は355万円以下である場合。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大後の所得が、前年の所得と比較し、2分の1以下であり、令和2年の所得見込みが、給与所得者は841万円以下、給与所得者以外は355万円以下である場合。

※ただし、高等教育の修学支援新制度の対象者、並びに本学独自のSA、A特待生は給付の対象外です。

### 2. 特別措置内容

給付金額：授業料の半額を給付

### 3. 提出書類

- (1) 福原学園設置大学 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置奨学金申請書
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大後の所得を確認するのに必要な書類（給与明細等）
- (3) 収入の減少を証明する以下のいずれかの書類
  - ① 以下の公的支援制度による証明書
    - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
    - ・小規模事業者経営改善資金
    - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
    - ・生活衛生改善貸付
    - ・新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付
    - ・危機対応融資
    - ・セーフティネット保証4号
    - ・セーフティネット保証5号
    - ・危機関連保証

- ・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付
  - ・小学校休業等対応支援金
  - ・緊急小口資金
  - ・総合支援資金
  - ・厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予
  - ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予
  - ・国税・地方税の納付猶予
- ② 令和元（2019）年の所得証明書（源泉徴収票など）

**【申し込み方法】**

特別措置奨学金申請書と添付書類(2)(3)を、期日までに下記にご郵送ください。

**【郵送先】**

〒807-8585

福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8

九州共立大学 キャリア支援課 福原学園特別措置奨学金 係

**【申請書 締切日】**

令和2年7月10日（金）17時まで（必着）

**【特別措置奨学金の問い合わせ先】**

九州共立大学 キャリア支援課 TEL:093-693-3003

以上